



女性パイロットは妊娠すると無給？妊娠できない！

女性パイロットの問題について考えるシリーズ No.1

女性乗員が日本の航空会社で乗務しはじめてから数年が経過し、各職場で活躍しています。各組合にも女性乗員が増えてきているのは皆さんもご承知の通りと思います。その反面、彼女らが直面する問題や不具合を皆さんはあまりご存知ないと思います。今回のニュースでは、女性特有の問題を取り上げます。

問題1 第一種身体検査証明では妊娠したら乗務ができない！

航空身体検査マニュアルには「6-4 妊娠」の項目があります。第2種は、妊娠初期と末期を除けば乗務は可能ですが、第1種は「妊娠していないこと」が条件になります。つまり、妊娠が判明した時から出産するまで乗務不可となります。

欧米では、安定期（おおむね 12-26 週程度）は乗務可としている国・地域が多く、また ICAO でもその期間は第1種、2種とも乗務を可能とする、としています。

ただ、妊娠中の体調は個人差も大きく、体調によってはその期間内であっても乗務できないケースも当然発生してきます。乗務可と考える場合でも、本人の意向で選択できる制度となるべきです。

問題2 妊娠判明後は無給になる可能性があります！

子供を儲けるといって女性として特有の時期を安心して過ごせないばかりか、家庭の収入源がなくなり安定した生活を送ることが難しくなります。航空身体検査に不適合状態という面では、私傷病と同じ扱いにするべきという意見も多く、賃金面での補填の環境作りをする必要があります。

問題3 ライセンスの維持ができず、復帰訓練が必要。

安定期に乗務が可能であれば、体調により乗務することにより、復帰訓練が必要なくなるケースもあります。復帰訓練が無ければ本人の負担も少なくて済みます。無給や給与の少ない期間も短縮されます。

問題4 会社も職場も女性に対する理解がまだまだ少ない。

出産後には育児の為、毎日家に帰る必要が出てきます。その場合は乗務パターンや乗務時間に配慮したスケジュールが組まれる必要があります。当然、周囲の協力が必要になります。こういったことに対し、理解が少ない男性乗員もいるかもしれませんが、それは大きな間違いです。医療界や法曹界等は女性の進出が多いですが、パイロットの世界は女性への対応が非常に遅れているか、対応ができていません。妊娠後の稼働面や、出産後の保育体制や、柔軟なスケジュール等の環境面の整備は、当然のことなのです。各会社もその対応をすべく、女性乗員を採用していると信じたいですが・・・。

上記のような問題、不具合に積極的に理解、対応していくことが現在の私たちにも会社にも必要であり、求められているのです。